

平成28年度 随意契約の公表(人権文化ふれあい部)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

平成28年4月1日から同年9月30日までの随意契約

【人権文化ふれあい部】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
人権政策課	人権啓発関係業務	平成28年4月1日	一般財団法人 八尾市人権協会	八尾市東本町三丁目 9番19号リバティ八尾 312号室	5,596,000	長年にわたり広く人権啓発事業や人材育成に取り組んできた実績とその蓄積された知識・技術や人的ネットワークを有し、本市が多様な人権施策を推進していくための協力機関として位置づけている団体であり、本業務を委託するに最も適しているため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
人権政策課	八尾市人権啓発事業業務	平成28年4月1日	八尾市人権啓発推進協議会	八尾市本町一丁目1番1号	2,645,400	人権尊重のまちづくりを進めるため、市内の各種団体及び全地区の地区福祉委員会で組織され、全市域を対象に活動している市民主体の団体であり、市民主体の取り組みを促進していくため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
人権政策課	八尾市男女共同参画センター運営業務	平成28年4月1日	一般財団法人 大阪市男女共同参画のまち 創生協会	大阪府大阪市天王寺区上汐五丁目6番25号	5,577,876	本業務は、男女共同参画センターの受付管理運営業務だけでなく、女性の活躍推進講座運営業務、女性相談業務、女性のための特設電話相談業務も含まれており、本業務に従事する者は、女性問題や男女共同参画の視点、カウンセリングのノウハウや経験を有していることなど、専門的な知識や経験等が求められている。 このたびの委託業務のうち、受付管理運営業務、女性の活躍推進講座運営業務については、他市における男女共同参画拠点施設の指定管理者として、長年にわたり指定管理業務、講座の企画運営業務を行うなど実績が豊富である。また、女性相談業務等についても、相談員が男女共同参画に関する教育を受け、業務に関する専門的な知識や経験を有しているとともに、同じく指定管理事業を行うなど、実績が豊富である。 以上のことから、当該事業者は、本業務を委託するのに最も適しているため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
文化国際課	外国人市民相談事業	平成28年4月1日	特定非営利活動法人 トッカビ	八尾市南本町七丁目6番23号	5,288,000	本業務については、本市の外国人市民の現状を踏まえ、通訳だけでなく相談業務のノウハウや経験を有した専門的な知識や経験等を必要とするもので、価格だけではなく総合的に判断するため、平成25年度にプロポーザル方式で選定された当該団体と、本年度についても継続して随意契約することが適当であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
文化国際課	外国人市民情報提供事業	平成28年4月1日	一般財団法人 八尾市人権協会	八尾市東本町三丁目 9番19号リバティ八尾 312号	6,291,000	当該協会は、①本市の人権施策を推進する上での協力機関として、外国人市民の人権問題などさまざまな人権課題に関わる啓発活動の実績があり、知識やノウハウを有している、②当該協会は、広範な分野や地域でのこれまでの活動実績から、幅広い視点で、情報誌の作成に取り組むことが見込まれる、③生活や就労などの相談事業を通じて、外国人市民の生活や課題を把握できる、④構成員には、外国人市民団体も含まれており、外国人市民の立場で地域で抱える問題を理解・把握できることから、本事業については、当該協会との契約が適切であると判断したため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
文化国際課	嘉定区青少年交流団受入業務	平成28年6月14日	(公財)八尾市 国際交流センター	八尾市旭ヶ丘5丁目 85番地の16	669,900	(公財)八尾市国際交流センターは、市民の国際理解を高め、市民レベルの国際交流を推進することを目的に本市が設立した協力団体であり、これまで、本市の国際交流事業に取り組んできた実績があるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
文化国際課	平成28年度能楽曲「高安」復曲業務	平成28年8月5日	高安能未来継承事業推進協議会	八尾市萱振町1丁目 70番地(岡方)	1,745,800	当該協議会は、高安能の振興に関する専門的な知識やノウハウを豊富に有する唯一の団体であり、これらの取り組みを通じて、本市とも高安能の振興に関する様々な連携を図ってきており、同協議会が有する多くの実績について高く評価できるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
桂人權コミュニティセンター	清掃業務及び施解錠業務	平成28年4月1日	西郡生きがい事業団	八尾市高砂町一丁目75番地の20	単価契約 (年間見込額) 838,992	高齢者の雇用と活用の促進を図るため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
安中人権コミュニティセンター	清掃業務及び施解錠業務	平成28年4月1日	公益社団法人八尾市シルバー人材センター	八尾市宮町一丁目10番32号	単価契約 (年間見込額) 1,535,000	高齢者の雇用と活動の促進を図るため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当)
龍華出張所	八尾市立龍華コミュニティセンター駐輪場管理等業務	平成28年4月1日	公益社団法人八尾市シルバー人材センター	八尾市宮町一丁目10番32号	単価契約 (年間見込額) 2,878,335	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第2項に規定するシルバー人材センターから役務の提供を受ける契約であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当)
龍華出張所	八尾市立龍華コミュニティセンターフラップ式駐車場機器保守点検業務	平成28年4月1日	アマノ株式会社	東大阪市長田東一丁目6番21号	550,800	当該装置は同社が製作した装置であり、同社でないと保守ができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
龍華出張所	八尾市立龍華コミュニティセンター昇降機保守点検業務委託	平成28年4月1日	株式会社日立ビルシステム関西支社	大阪市北区堂島浜一丁目2番1号	1,568,160	同社は龍華コミュニティセンターに設置された昇降機の製造及び納入者であり、同装置の細部にわたり熟知しており、また修理・交換等に必要な部品の調達も速やかに行うことが可能であるため。このため同装置が常に安全かつ円滑に稼動するよう入念に点検を行うことが可能であり、突然の事故・故障発生時においても迅速かつ的確な対応が見込めるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
大正出張所	八尾市立大正コミュニティセンター 昇降機保守点検業務	平成28年4月1日	東芝エレベータ株式会社関西支社	大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目1番地43 あべのハルカス30階	2,028,240	委託先である同社は、大正コミュニティセンターに設置された昇降機の製造及び納入者であるため、同昇降機の細部にわたり熟知しており、また、修理・交換等に必要な部品の調達も速やかに行うことが可能である。このため、当該昇降機が常に安全かつ円滑に稼動するよう入念に点検を行うことが可能であり、突然の事故・故障発生時においても、迅速かつ的確な対応が見込めるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
山本出張所	設備保守点検業務委託	平成28年4月1日	(株)アスウェル	羽曳野市伊賀5丁目738の1	4,536,000円	当センターの設備上のポイントや管理運営状況について熟知しており、保守点検業務を実施するなかで、同センターの運営に支障を及ぼすことなく、円滑に業務を実施することができるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)
山本出張所	昇降機保守点検業務委託	平成28年4月1日	株式会社日立ビルシステム関西支社	大阪市北区堂山町3番3号 日本生命梅田ビル	907,200円	昇降機の製造及び納入者であることから、同昇降機の細部にわたり熟知しており、また、修理・交換等に必要な部品の調達も速やかに行うことが可能である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
山本出張所	機械式駐車装置保守点検業務委託	平成28年4月1日	エヌエイチパーキングシステムズ株式会社	東京都港区芝一丁目5番9号 住友不動産芝ビル2号館	1,516,320円	機械式駐車装置の製造及び納入者である日立造船株式会社から、平成18年4月1日をもって分離独立し、新会社として業務を継承したものである。よって、当該装置の細部にわたり熟知しており、修理・交換等必要な部品の調達も速やかに行うことが可能であり、かつ、当該駐車装置が常に安全かつ円滑に稼働するよう入念に点検を行うことが可能であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)
山本出張所	駐車場等管理業務及び駐車場使用料徴収事務委託	平成28年4月1日	公益社団法人八尾市シルバー人材センター	八尾市宮町一丁目10番32号	11,779,389円	公金の徴収及びその取扱については、慎重に行われるべきものであると同時に、多数の市民が来館する施設の管理には万全を期する必要があるため、平成8年度の施設の建替え以来当該業務について実績があるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)
市民ふれあい課	「わがまちnow」番組制作放送業務	平成28年4月1日	やおコミュニティ放送株式会社	八尾市光町二丁目3番 アリオ八尾2階	1,010,880	八尾市内を中心として情報発信している市内唯一のラジオ放送局であり、地域コミュニティに対して長期間にわたり取材、情報提供を行っており市民に認知されていることや時間的余裕がない場合についても、十分に対応が可能であることが考えられ、他に上記を満たす契約先がないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
市民ふれあい課	回覧文書等配布業務	平成28年4月1日	八尾市自治振興委員会	八尾市本町一丁目1番1号	8,998,000	市政だより、回覧ちらし、ポスター等の紙媒体による市政情報を幅広く配布する業務については、全市域のすべての町会が加入し、かつ、組織率が高い組織を活用したほうが迅速かつ効率的に遂行できること、また、これまでの業務遂行に当たり、特段の問題や支障はなかったこと等に鑑み、八尾市自治振興委員会に業務委託することが最も適切であると考えられるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
市民ふれあい課	八尾市民憲章の啓発及び実践活動に関する業務	平成28年4月1日	八尾市市民憲章推進協議会	八尾市本町一丁目1番1号	950,000	本件業務については、各種団体で構成され、同憲章の普及・啓発活動に取り組まれている同協議会に委託した方が効率的・効果的に遂行できると及び昭和48年3月からの長きに渡る業務遂行に当たり、特段の問題や支障が発生していないことに鑑み、同協議会に業務委託することが最も適切であると考えられるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
市民ふれあい課	八尾市市民活動支援業務及び機器使用料徴収事務委託	平成28年4月1日	特定非営利活動法人やお市民活動ネットワーク	八尾市緑ヶ丘五丁目133番地の3	49,865,000 (年額9,973,000)	当該委託業務についてはプロポーザル方式により選考され、最優秀提案事業者として選定され、中間支援を行うNPO法人として本事業を理解し、履行できる事業者であると考えられるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
市民ふれあい課	無料法律相談業務	平成28年4月1日	大阪弁護士会	大阪市北区西天満一丁目12番5号	3,908,060	法律相談業務には弁護士資格が必要であり、さらに大阪府の弁護士はすべて大阪弁護士会に登録しているため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
市民課	自動交付機無人運用管理、現金運搬および消耗品補充業務委託	平成28年4月1日	セコム(株)	東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号	4,665,600	アリオ・イズミヤにおけるATM等機械化警備委託業者のうち、本市の指定する資金管理業務を実施できる業者が一社しかなく、業務実績等からみても安定的に業務を履行すると判断するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
市民課	自動交付機保守業務委託	平成28年4月1日	富士通(株)関西支社	大阪市中央区城見二丁目2番6号	2,293,920	端末機器の保守は、システムのソフトウェア及びハードウェアと密接に関わっており、障害等が発生した場合の対処や連絡等が迅速に行われる必要があり、システム開発業者に委託することが最も円滑に業務を遂行できるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
市民課	住基ネット運用支援作業委託	平成28年4月1日	富士通(株)関西支社	大阪市中央区城見二丁目2番6号	7,529,760	本市住基ネットワークシステムは富士通において開発されたものであり、そのシステム内容については同社が熟知している。また、平成14年8月以降の運用支援も同社に依頼しており経験の蓄積があるため、今後の住基ネットワークの安定的かつ継続的な運用のためにも富士通と契約することが、費用性、安全性、時間的問題から必要であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
市民課	戸籍システムパッケージサポート業務委託	平成28年4月1日	富士通(株)関西支社	大阪府中央区城見二丁目2番6号	3,142,800	パッケージ(ソフト)保守は、そのシステム構築と密接に関係があり、障害発生時の対処や連絡を速やかに行うためには、そのシステム・機器開発者に委託することが最も円滑かつ効率的に業務遂行できるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
市民課	個人番号付番対応システム総合運用テスト支援業務委託	平成28年5月1日	富士通(株)関西支社	大阪府中央区城見二丁目2番6号	4,510,080	運用テストで実施される符号の取得作業や情報提供ネットワークシステムと既存住基システムとの情報授受を担う中間サーバへの住民票の副本登録等は極めて専門性を有するものであり、開発元である富士通でしか、安全、確実に支援作業を実施できないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)